

食の循環によるまちづくり条例 前文

新発田市には、私たちの毎日の食を育む「豊かな大地」があります。

かつてはそこで作物を育て、それを食べ、残ったものは土に還すといった「食の循環」が形成され、人々は大地を大切にする行為を通じて、生きるうえで必要な人間性も育んできました。

しかし、今日では食を取り巻く環境も変わり、食の循環のつながりが断たれ、様々な問題がおきています。

前文では、これらの問題を解決するため、先人たちの営みを手本として、食の循環を尊び、再び食の循環をつくり上げる、全国でも例のないまちづくりに取り組む決意を謳っています。

市民・事業者の皆さんの役割

★**産業発展**のため、市民は地元で作られたものを消費するようにし、事業者は地域の特性を活かした事業活動に取り組みましょう！

★**健康と生きがいの増進**のため、市民は地元食材を取り入れつつ、バランスのよい食習慣と望ましい生活習慣を身につけ、事業者は健康で生きがいのもてる地域社会づくりに貢献しましょう！

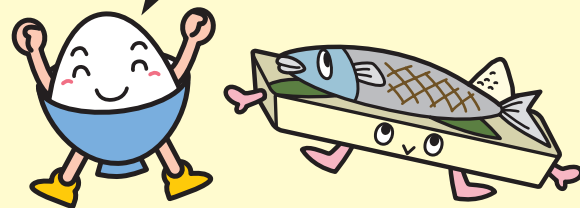
★**教育**の分野において、市民は食に関する習わしや文化の継承など、家庭や地域での食育に努め、事業者は豊かな人間性を育むことのできる地域社会づくりに貢献しましょう。

★**環境保全**のため、市民と事業者はごみを出さないことを心がけ、やむなく出たごみは分別や堆肥化するなどして資源の再利用に努め、環境に気を配りながら行動するようにしましょう。

★**観光振興**のため、市民はまちの魅力に誇りをもち、“もてなしの心”をもって来訪者と交流し、事業者は魅力ある地域社会づくりと来訪者と地域の人々の交流促進に貢献しましょう。



食の循環について
みんなで考えてみよう！



●食事

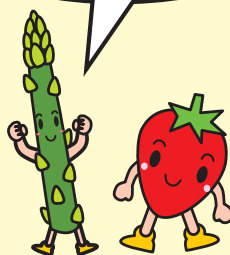
食への感謝と望ましい生活習慣の確立・定着



●調理

食文化の継承と年代に応じた料理の習得

活力みなぎる
ふるさと、新発田を
みんなでつくっていこう！



新発田市 食の循環によるまちづくり条例 「食の循環」をみんなの力で！！



●さんさ 残渣処理

「食の循環」の浸透とごみの分別の徹底

新発田市が考える「食の循環」

「豊かな大地」を守るため、たい肥を活用した土づくりを行い、農薬や化学肥料に過度に頼らない安全・安心な農産物を栽培します。収穫した農産物を直接または加工して販売し、消費者が購入しやすいしくみを作ります。家庭では、その農産物を栄養バランスを考えながら調理し、なるべく残さずにいただきます。そして、調理くずや食べ残しの生ごみからたい肥を作り、また土に還します。

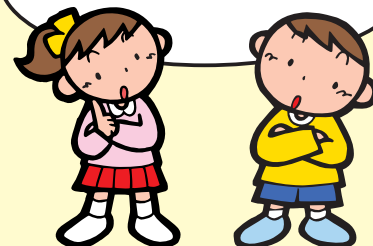
この一連の流れを、すべての市民が日々の暮らしの中で作り上げ、活用することが新発田市の考える「食の循環」です。



●販売・購入

地場産農産物や加工品、特産品の販路拡大

平成21年1月1日に
施行されました！



●肥料づくり・土づくり

たい肥を活用した土づくりの推進



●栽培・収穫

消費者を意識した安全・安心な農産物の生産促進



●加工

地場産農産物を使用した新たな農産加工品の開発促進



新発田市

みんなが主役になって進める

ぼくらのまち
新発田がもっと
よくなるヨ!

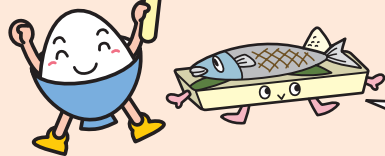


どんな内容
なのか、一緒にみて
みましょう。



食の循環によるまちづくり条例

第1章



まずは第1章総則です。総則では、この条例の目的や語句の定義、基本的な方針を定めています。

総則(第1条～第3条)

◆目的

市民、事業者、市が主役となり、協力して食の循環によるまちづくりに取り組み、誰もが“愛せるまち 誇れるまち”と実感でき、活力みなぎるふるさと新発田をつくるため、この条例を定めました。

◆定義

この条例で用いる語句のうち、「食の循環」「食育」「地産地産」「地産地消」「事業者」の意味を明らかにしました。

みんなで力を合わせることが大切なんだね。

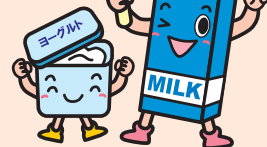


◆基本方針

食の循環によるまちづくりを進めるうえで、基本となる考え方を7項目にわたり定めました。

第2章・第3章

第2章では、市民や事業者の皆さんにご理解いただきたいことと役割、市の責務について、第3章では推進計画をつくり、実際的な取組について具体的に示していくことを定めています。



理解と役割(第4条～第6条)

◆市民・事業者の理解と役割

市民や事業者は、食の循環によるまちづくりの考え方を理解するよう努めることを定めています。それをもとに、市民は、家庭や地域で食の循環を意識した取組や交流を心掛けること、事業者は、自らの事業活動が地域社会への貢献や発展につながるよう努めることを基本的な役割としています。

◆市の責務と役割

市は、食の循環によるまちづくりに関する施策を進め、市民、事業者と協力し、その取組を支援することを定めています。また、情報の提供を行い、市民や事業者に理解いただけるようにすることを定めています。

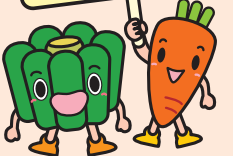
推進計画の策定(第7条)

食の循環によるまちづくりの目的を達成するため、具体的な計画を立て、取組を進めていくことを定めています。これにより、市民、事業者、市がどのような取組を、いつまでに行うかを明確にします。

私たちがちゃんとこの条例を理解する必要があるね!



第4章



食の循環によるまちづくりを進めるうえで、特に大切な5つの取組をあげ、市がすべきことや市民、事業者の皆さんの役割を定めています。まずは、市の取組を紹介します。

市がすべきこと

産業の発展(第8条)

- ◎ 食の循環を支える農林水産業と食関連産業の活性化に努め、産業全体の発展につなげます!
- ☆ 地産地産の推進と、安全で美味しい食材をいつでも供給できる農林水産業を振興します。
- ☆ 新発田ならではの魅力をもった“食”を供給できる食料産業の振興を図ります。

健康及び生きがいの増進(第9条)

- ◎ 食と健康の関係を重視した取組を行い、生き生きとした市民生活を導き出します!
- ☆ 地産地消の良さを紹介し、年代に合わせた食育を進めます。
- ☆ 食と健康に関する啓発や学習機会を提供し、望ましい生活習慣の確立・定着を図ります。

教育及び伝承(第10条)

- ◎ 食を活かした“人づくり”を行い、心豊かな新発田の子どもたちを育成します!
- ☆ 子どもの成長段階に合わせた食育を進めます。
- ☆ 家庭や地域での食育推進と、新発田の食文化の継承のための交流機会を提供します。

環境の保全(第11条)

- ◎ 食の循環を支える“豊かなる大地”を守るため、環境を保全し、次世代に引き継いでいきます!
- ☆ 生ごみの堆肥化など資源循環を促し、環境に配慮した行動について啓発を図ります。
- ☆ 環境に配慮した農業を進め、自然環境と農地を保全します。

観光及び交流(第12条)

- ◎ 食の循環と観光資源を活かし、人が集い、賑わいのある観光の盛んなまちにします。
- ☆ 食の循環と観光資源を結びつけ、価値を高め、その魅力を情報発信します。
- ☆ 観光資源を交流の場と考え、そこを訪れる人々と地域の人々との交流を促します。

第5章

そのほかに、次のことについても定めています。

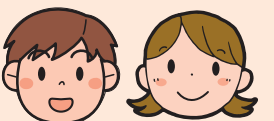
他の条例等との関係(第13条)

市が、この条例に関係する他の法律や規則などを制定したり、改廃したりする場合は、食の循環によるまちづくりの推進に影響することのないよう、この条例の考え方を十分尊重するよう定めています。

条例の見直し(第14条)

この条例が、いつも新発田市にふさわしいものであるよう、時代の移り変わりや社会の変化に応じて、検討を加えたり、見直しをすることを定めています。

みんなのまち
がよくなって
いけばいいね!



新発田市食の循環によるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 食の循環によるまちづくり推進のための理解と役割（第4条―第6条）

第3章 食の循環によるまちづくり推進のための基本計画（第7条）

第4章 食の循環によるまちづくり推進のための基本的施策（第8条―第12条）

第5章 食の循環によるまちづくり条例の位置付け（第13条・第14条）

附則

私たちの「ふるさと新発田」には、古（いにしえ）から治水や新田開発などにより先人たちが築き上げてきた、美しい自然に囲まれた「豊かなる大地」があります。

先人たちは、この大地と清らかな加治川の流れがもたらす風土に適した作物を育て、家庭や地域に伝わる料理をいただき、残渣を大地に還す「食の循環」という営みの中から、食べる喜び、恵みへの感謝、自然との調和、命の尊さなど多くを学び、それによって豊かな人間性を育んできました。

また、元禄時代には、この大地から生まれる豊かな実りが、「十二斎市（じゅうにさいいち）」と呼ばれる越後で最も回数の多い定期市で取引されるなど、新発田は「食」をはじめとした物資の交流により繁栄してきました。

しかし、今日では、生活様式の変化や「食」の分業化等により、「食の循環」の一連の流れが分断されて、「食」の安全性が揺らぎ、四季や作法等と結びついた日本の「食」が薄らぎ、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や食品残渣の大量廃棄等、様々な問題が全国的に生じています。

そこで、私たちは、人や環境、社会にとって、真に望ましい「食」を実現するために、平成17年に制定された食育基本法の趣旨を踏まえ、かつて当たり前であった「食の循環」に着目し、市民、事業者及び市が一体となったまちづくりが必要であると考えます。

そのために、私たち一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、貴重な財産である「豊かなる大地」を育み、日々の暮らしの中で「食」の大切さを理解し、新たな発想と着実な行動で「食の循環」をつくり、この循環をまちづくりに活用することで、誰もが「愛せるまち 誇れるまち」と実感できる活力みなぎるふるさと新発田を次代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の循環によるまちづくりについての基本方針及び基本的施策を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにし、主体的な参画と協働によりまちづくりの推進を図り、誰もが「愛せるまち 誇れるまち」と実感できる活力みなぎるふるさと新発田を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の循環 食に関する営みが、農産物の生産、加工、流通、調理、食事、残渣処理、堆肥の生産、そして堆肥の大地への還元に至る一連の過程として連鎖していることをいう。
- (2) 食育 食の循環の各分野の考え方を理解し、各分野に応じた取組を実践することができるよう人づくりを行うことをいう。
- (3) 地消地産 地元で消費される安全・安心かつ高品質な農産物を生産することをいう。
- (4) 地産地消 地元で生産されたものを地元で消費することをいう。
- (5) 事業者 食に関連する企業、団体、NPO法人等の食に関連する事業者等に限らず、市内に事務所又は事業所を有するすべての法人その他の団体をいう。

（基本方針）

第3条 食の循環によるまちづくりは、次の各号に掲げる方針（以下「基本方針」という。）に基づき推進するものとする。

- (1) 食の循環によるまちづくりは、長い歴史に育まれた豊かなる大地と人々の営みにより形づくられた食の循環を尊重し、次代に引き継がれるように行われなければならない。
- (2) 食の循環によるまちづくりは、食の循環の基盤となる安定的な食料供給体制を整備し、消費者を意識した食の安全性が確保され、産業が振興されるように行われなければならない。
- (3) 食の循環によるまちづくりは、心身ともに健康で生きがいのある生活が実現されるように行われなければならない。
- (4) 食の循環によるまちづくりは、自立して生きていくために必要な力を育み、新発田の将来を担う人材が育成されるように行われなければならない。
- (5) 食の循環によるまちづくりは、有機資源の循環により、自然環境及び農地が保全されるように行われなければならない。
- (6) 食の循環によるまちづくりは、もてなしの心で交流し、誇りを持って新発田の魅力を発信することで、観光が振興されるように行われなければならない。
- (7) 食の循環によるまちづくりは、市民、事業者及び市が食の循環によるまちづくりを担う一員であることを自覚し、主体的な参画と協働を基本として推進されるように行われなければならない。

第2章 食の循環によるまちづくり推進のための理解と役割

（市民の理解と役割）

第4条 市民は、基本方針に基づき、食の循環に取り組む人々との交流に心掛け、食の循環によるまちづくりに自ら進んで取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、豊かな食生活は家庭で育まれることを自覚し、食育に努めるものとする。
- 3 市民は、地域で実施される食の循環によるまちづくりの取組に参画するよう努めるものとする。
- 4 市民は、事業者及び市が実施する食の循環によるまちづくりの取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の理解と役割）

第5条 事業者は、基本方針に基づき、その事業活動が地域社会への貢献と発展につながるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市民と協力して食の循環によるまちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する食の循環によるまちづくりの取組に協力するよう努めるものとする。

(市の責務と役割)

- 第6条 市は、基本方針に基づき、食の循環によるまちづくりに必要な体制を整備し、実効性のある食の循環によるまちづくりに関する施策（以下「施策」という。）を推進しなければならない。
- 2 市は、市民及び事業者の自発的な食の循環に関する取組を支援するものとする。
- 3 市は、市民及び事業者と協働し、食の循環によるまちづくりを推進するものとする。
- 4 市は、積極的に食の循環によるまちづくりに関する啓発活動及び情報の提供を行い、市民及び事業者の理解を得るよう努めなければならない。

第3章 食の循環によるまちづくり推進のための基本計画

(推進計画の策定)

- 第7条 市は、施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 推進計画策定に当たっての基本的な考え方
- (2) 食の循環によるまちづくりの目標に関する事項
- (3) 食の循環によるまちづくりを推進するに当たって、市民、事業者及び市が行うべき事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

第4章 食の循環によるまちづくり推進のための基本的施策

(産業の発展)

- 第8条 市民は、農林水産業及び食に関連する産業を活性化するため、地産地消に努めるものとする。
- 2 事業者は、食の循環によるまちづくりを理解し、地域社会に根ざした事業の推進及び発展に努めなければならない。
- 3 市は、食料供給産業を核とした産業の発展のため、次に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 消費者を意識した地産地消の推進及び安全で美味しい食を安定供給する農林水産業の振興に関すること。
- (2) 農林水産業及び食に関連する産業との連携の推進並びに多様で付加価値の高い食料供給産業の振興に関すること。
- (3) 食の循環及び食に関する調査、研究、開発等に関すること。

(健康及び生きがいの増進)

- 第9条 市民は、食の大切さを理解し、地産地消を心掛け、望ましい生活習慣の確立及び定着に努めなければならない。
- 2 事業者は、健康で生きがいを持てる社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民の心身ともに健康で生きがいのある質の高い生活を確保するため、次に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 地産地消の奨励並びに生涯各期にわたる食育の推進による市民の心身の健康及び生きがいの増進に関すること。
- (2) 食と健康に関する啓発、学習機会の提供等による市民の望ましい生活習慣の確立及び定着に関すること。
- (3) 食と健康に関する調査研究に関すること。

(教育及び伝承)

- 第10条 市民は、家庭及び地域において、食に関する作法及び礼節、新発田の伝承料理等の食文化を継承するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、豊かな人間性が育まれる地域社会づくりに貢献するよう努めるものとする。
- 3 市は、自立して生きていくために必要な力を身に付けた新発田の将来を担う人材を育成するため、次に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 幼稚園、保育園、学校及びその他の機関における、子どもの成長に応じた食育の推進及び自立して生きていくために必要な力の育成に関すること。
- (2) 家庭及び地域における、食育の推進並びに食に関する作法及び礼節、新発田の伝承料理等の食文化を継承するための交流機会等の提供に関すること。
- (3) 食に関する幅広い情報及び学習機会の提供に関すること。

(環境の保全)

- 第11条 市民は、食の循環を理解し、生ごみ分別及びその堆肥化等環境に配慮した行動を実践するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、食の循環を理解し、環境に配慮した事業活動を展開するよう努めるものとする。
- 3 市は、有機資源の循環による環境の保全を図るため、次に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 有機資源の再利用による資源循環の促進に関すること。
- (2) 環境に配慮した農業の推進による自然環境及び農地の保全に関すること。
- (3) 市民及び事業者に対する環境に配慮した行動促進のための啓発に関すること。

(観光及び交流)

- 第12条 市民は、食の循環の活用により新発田の魅力に気付き、誇りを持って来訪者との交流に努めるものとする。
- 2 事業者は、食の循環の活用により魅力ある地域社会づくり並びに市内及び市以外の地域の人々との交流の促進に貢献するよう努めるものとする。
- 3 市は、にぎわいを創出し、観光の振興を図るため、次に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 食の循環の活用により、観光資源の価値を高め、その魅力を的確に伝えるための積極的な情報発信に関すること。
- (2) 観光資源の活用による市内及び市以外の地域の人々との交流促進に関すること。

第5章 食の循環によるまちづくり条例の位置付け

(他の条例等との関係)

- 第13条 市は、食の循環によるまちづくりに関する他の条例、規則その他の規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(条例の見直し)

- 第14条 市は、時代の変遷、社会の変化等により、この条例の見直しが適当と認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。